

第 5 編 広域応援編

第5編 広域応援編

第1 基本方針

埼玉県は7つの都県と県境を接する関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもある。

首都圏同時被災~~に対応するためには、~~となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県~~では~~による相互応援~~も~~は困難な事態状況となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。

~~日高市も同時被災することから、~~首都圏広域災害が発生した場合には、まず迅速に市内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組む。

第2 想定災害と対象地域

1 想定災害

今後30年以内の発生確率が70%と言われる南関東地域の大地震のうち、「東京湾北部地震」は地震発生の蓋然性が高く被害規模も大きいとされている。

本編は、首都圏が同時被災する首都直下地震として、東京湾北部地震を想定災害とする。

2 対象地域

首都直下地震で甚大な被害が見込まれる東京都、神奈川県、千葉県を想定する。

【参考：被害想定】出典：各都県の被害想定

	死者数	最大震度	避難者数
東京都	9,641	6 強	3,385,489
千葉県	1,394		1,455,977
神奈川県	440		1,040,800
埼玉県	585		54,180

	負傷者数	(うち重傷者)
東京都	147,611	21,893
千葉県	48,004	3,008
神奈川県	22,950	3,630
埼玉県	7,215	812

	全壊棟数		
	揺れによるもの	液状化によるもの	合計
東京都	110,372	13,356	123,728
千葉県	41,330	2,085	43,415

神奈川県	31,320	1,200	32,520
埼玉県	8,127	5,253	13,380

第3 広域応援のタイムテーブル

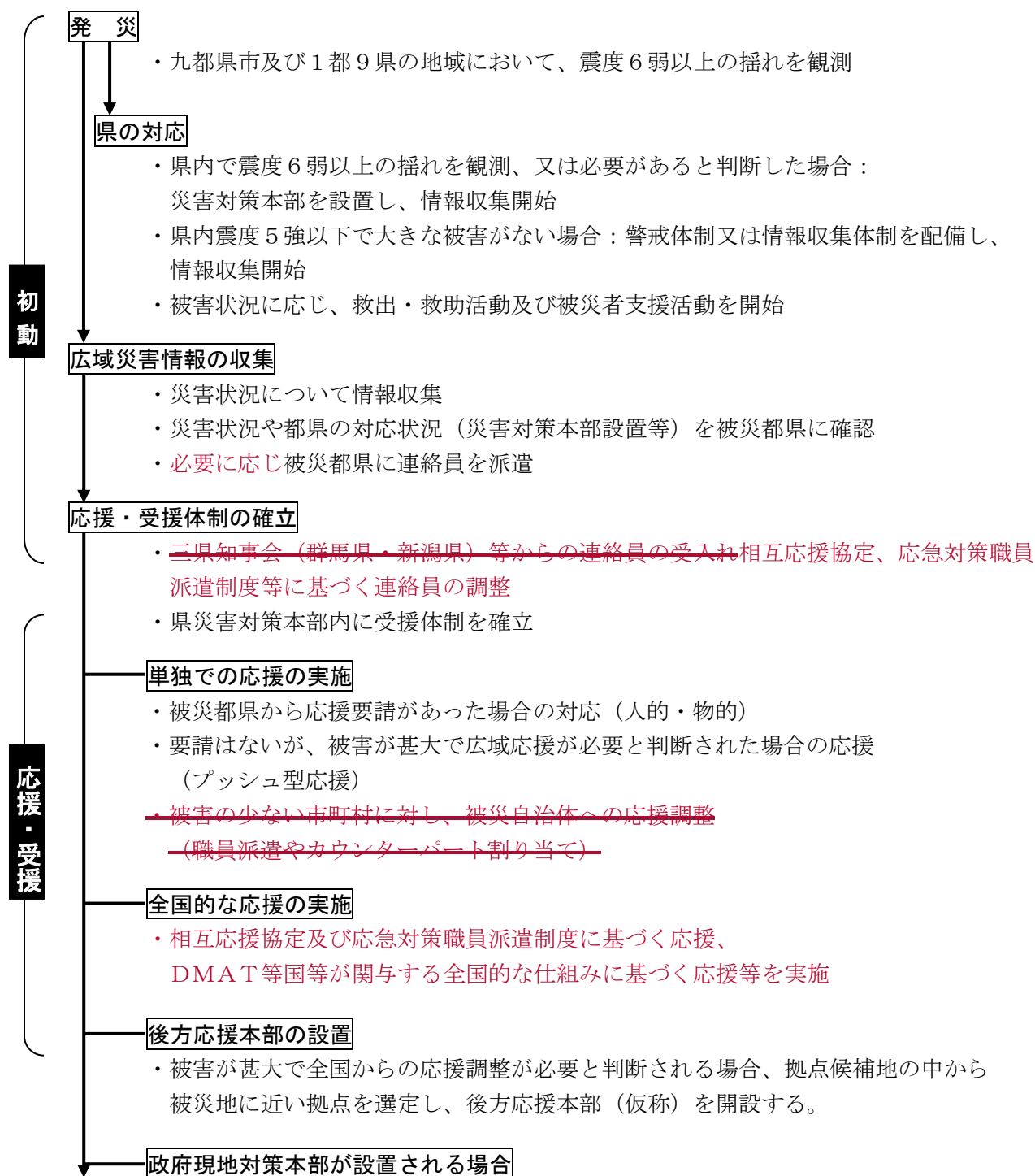
時期	被災地等の主な対応	県の主な対応	市の主な対応
応急初期 （初期）	・災害対策本部の設置 ・被災情報の収集 ・避難誘導、消火、水防など被害防止活動 ・人命救助・救急医療の実施	・情報収集体制の確立 ・連絡員等の派遣 ・応援・受援体制の確立	・広域応援にあたって県への協力
応急期	・避難者対策（要配慮者への支援等）の実施 ・帰宅困難者対策の実施 ・物資・燃料等の調達、緊急輸送 ・被災者の健康対策（感染症対策、衛生対策等） ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・医療活動の実施 ・災害ボランティアの受入れ ・義援金・物品の受入れ ・遺体の安置、火葬 ・災害廃棄物の処理 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・海外からの支援の受入れ	・救援物資の需給調整 ・帰宅困難者への支援 ・応援職員の派遣・受入調整 ・広域避難の受入調整 ・ボランティアの活動支援 ・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進	・応援職員の派遣 ・広域避難の受入れ ・避難所の開設・運営、避難所開設の公示 ・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理への協力
復旧・復興期	・復興計画の策定・復興財源の確保 ・インフラ施設等の復旧・復興 ・生活再建支援 ・恒久住宅への移行支援 ・経済・雇用調整	・復興計画の策定支援 ・被災自治体の復興業務への支援	・被災自治体の復興業務への支援

第4 初動のシナリオ

県は、首都圏~~同時被災となる~~広域災害が発生した場合、初動対応を迅速に行うとともに、甚大な被害を被った他の地域に対し、被害状況の把握、応援の要否の確認、支援ニーズの把握を始め状況把握に努めるとともに、連絡が取れない場合の自主出動の要・不要の判断を的確に行い、速やかに支援行動を開始する。

市は、県の支援行動に協力するとともに、広域応援にあたっての協力体制を整備する。

【初動対応手順】



- ・必要に応じ県職員の派遣
- ~~・丸都県市応援調整本部への県職員の派遣~~

第5 具体的取組

＜事前対策＞

1 広域応援体制の整備
2 広域支援拠点の確保
3 広域応援要員派遣体制の整備
4 広域避難受入体制の整備
5 市内被害の極小化による活動余力づくり

1 広域応援体制の整備

（1）取組方針

市は、県から要請があった場合に備え、広域応援にあたっての協力体制を整備する。

（2）具体的な取組内容

ア 九都県市合同防災訓練等の実施

【危機管理課（統括班）】

県は、関係都県市とともに九都県市合同防災訓練等を実施し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。

市は、九都県市合同防災訓練等の後援を行うとともに、訓練等に積極的に参加する。

~~**広域避難者の受入体制の整備**~~ ~~【危機管理課（統括班）】~~

~~市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。~~

~~市は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。~~

2 広域支援拠点の確保

（1）取組方針

市は、広域応援を実施する時に必要となる物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を選定・確保する。

（2）具体的な取組内容

ア 広域支援拠点の確保

【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、市民課・産業振興課（物資調達班）、生涯学習課（地域防災活動拠点班）】

市は、他自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地を事前に選定する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広く候補地を選定する。

3 広域応援要員派遣体制の整備

(1) 取組方針

多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を事前に整える。

(2) 具体的な取組内容

~~職種混成の広域応援要員チームの編成~~

~~【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）】~~

~~市は、県とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを事前に編成し、広域応援の発生の際に迅速に派遣する体制を整える。~~

~~市は、市の業務を熟知する職員を応援要員として編成する。~~

ア 応急対策職員派遣制度に基づく応援要員派遣に係る体制整備

【危機管理課（統括班）】

県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

市は、県の体制整備への協力に努める。

イ 国等が関与して全国的に行われる応援職員の派遣の仕組みに係る体制整備

【危機管理課（統括班）】

県及び市は、上記ア以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

4 広域避難受入体制の整備

【危機管理課（統括班）】

(1) 取組方針

~~大規模災害~~首都圏広域災害発生時には、多くの人々が他都県から市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

市は県とともに、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

県は賃貸型応急住宅の迅速な提供体制を検討・構築する。

5 市内被害の極小化による活動余力づくり

(1) 取組方針

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

（２）具体的な取組内容

ア 市民への普及啓発

【危機管理課（総括班）】

- ① 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
- ② 家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
- ③ D I G、H U Gを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

イ 自主防災組織の育成

【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）】

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

ウ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

【建設課・~~区画整理課~~市街地整備課（応急復旧班）、都市計画課（建築班）】

- ① 市及び県は、防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進する。
- ② 民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。
- ③ 市及び県は、古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進める。工事実施に当たっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（路線橋）、高速道路を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先して実施する。
- ④ 市及び県は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

エ 事業者等による事業継続の取組の促進

【危機管理課（総括班）】

事業者等は、災害時の事業継続の取組を促進する。コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

＜応急対策＞

1	広域応援調整
2	応援に係る広域災害情報の収集
3	広域応援要員の派遣
4	広域避難の支援
5	がれき処理支援
6	環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

1 広域応援調整

（１）取組方針

首都圏広域災害が発生し、かつ本県の被害が少なく他都県への支援が可能と判断できる場合、県において、広域応援調整のための後方応援本部（仮称）が設置され、被災地への支援が実施される。

市は、県と協調して応援活動を行う。

（２）具体的な取組内容

ア 後方応援本部（仮称）の設置

【総括班（危機管理課）】

県は、首都圏広域災害発生時に県後方応援本部（仮称）を設置し、被災地への支援を実施する。

本市の被災が軽微又は被災していない場合は、埼玉県後方応援本部が実施する応援活動に協力する。

2 応援に係る広域災害情報の収集

（１）取組方針

県は、首都圏広域災害が発生した場合、首都圏の被災状況を把握するための情報収集を実施し、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。市は、広域応援にあたって県に協力する。

3 広域応援要員の派遣

【統括班（危機管理課）】

（１）取組方針

~~市は、県とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策を実施する。~~県は、相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。

被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況により判断する（複数の枠組みによる派遣が並行して行われることも想定される。）。

4 広域避難の支援

(1) 取組方針

県は、~~大規模首都圏広域~~災害発生時に、県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者を受け入れる。

その際、市は県に協力するとともに、広域一時滞在のための避難所を提供する。

なお、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市を支援する。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他都県からの避難者（広域一時滞在者）を受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

ア 被災都県からの応援要請及び市との受入協議

【統括班（危機管理課）】

県は、~~大規模災害の発生に伴い、他の都道府県被災都県~~知事から避難者受入れの要請があった場合、県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、市長に対して市が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。

市は、要請のあった場合、避難所の管理者と協議のうえ、直ちに避難所を提供する。

イ 避難者受入方針の決定

【県】

県は市に対し、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

ウ 避難所開設の公示及び避難者の収容

【統括班（危機管理課）】

市長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

エ 要配慮者への配慮

【統括班（危機管理課）、医療班（保健相談センター）、避難班（~~福祉政策課生活福祉課・社会福祉課障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課保険年金課~~）】

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

市及び県は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

オ 自主避難者への支援

【統括班（危機管理課）】

市及び県は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

カ 避難者登録システム等の活用

【県、統括班（危機管理課）】

県は、市避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供するものとし、市はこれに協力する。

キ 遠県への避難 【統括班（危機管理課）、輸送班（管財課）】

市内の避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は市内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体での二次受入れを調整する。避難者の移送については、受入れ県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

5 がれき処理支援 【統括班（危機管理課）、衛生班（環境課）】

（１）取組方針

市は、膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

6 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援 【統括班（危機管理課）、衛生班（環境課）】

（１）取組方針

市は、被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

<復旧・復興対策>

1	広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）
2	遺体の埋・火葬支援
3	仮設工場・作業場のあっせん
4	生活支援
5	首都機能の維持

1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行） 【全班（市全課）】

（1）取組方針

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

【<参考>復旧・復興に被災地で発生する主な業務】

応急後期～復旧期	・帰宅困難の代替輸送、徒歩帰宅支援 ・避難所の生活環境改善 ・被災者の要望調査 ・被災者の生活相談 ・「こころのケア」のためのカウンセリング ・被災者の域外避難 ・防疫体制の確立 ・火葬体制の確立 ・被害認定調査、り災証明書の発行 ・被災住宅の応急修理の実施 ・仮設住宅（民間賃貸住宅等のみなし仮設を含む）の供給 ・税金の徴収猶予・減免措置 ・被災者生活再建支援金の給付 ・被災企業等への金融相談、事業再建相談 ・義援金の募集、配分 ・一般生活ごみ、粗大ごみの収集 ・がれき類の収集・処理
復興期	・震災（災害）復興本部の設置、復興方針の策定 ・（市町村）復興計画策定 ・震災復興事業の実施 ・仮設住宅入居者の健康管理 ・遠方避難者への支援窓口 ・市街地復興事業（建築制限等の指定） ・被災者の職業あっせん ・被災者個人への融資 ・中小企業、農林漁業従事者への融資

2 遺体の埋・火葬支援 【県、危機管理課（総括班）、環境課（衛生班）】

（１）取組方針

県は、~~大規模~~首都圏広域災害発生時に、県内の遺体の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬の調整及びあっせんを行う。

市は県に協力するとともに、他都県からの火葬依頼へ対応する。

3 仮設工場・作業場のあっせん 【県、危機管理課（総括班）】

（１）取組方針

県は、事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場としてあっせんする。

市は、空き工場・作業場の情報を提供し、県が行うあっせんに協力する。

4 生活支援 【県、危機管理課（総括班）】

（１）取組方針

県は、長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行う。

市は、県の取り組みに協力する。

5 首都機能の維持 【県、危機管理課（総括班）】

（１）取組方針

県は、中央官庁を含める都内が甚大な被害を受けた場合、さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。

市は、政府の災害対応及び業務継続の支援を行う。

